

## Q 認知症の母 兄が財産使い込みか

認知症を患っている高齢の母がいます。同居する兄が母の面倒を見ていますが、母の認知症が進んだことからお金の管理が難しくなり、兄が母のお金を管理するようになりました。しかし最近、兄の金遣いが派手になり、母のお金を使い込んでいる疑いがあります。このまま放置したら母の財産がなくなってしまうかもしれません。何かよい方法はないでしょうか。



認知症や精神的な疾患などの影響で判断能力がない方が、自ら弁護士を頼むなどして権利を守ることは非常に困難です。ご相談の事例のように、判断能力がなく自ら財産管理をすることが困難な方については、家庭裁判所に後見開始の審判を申し立て、成年後見人を選任してもらうことになります。

後見人に選任されることもあります。専門職の成年後見人の報酬は裁判所が定めますが、目安は月額2万円とされています。もっとも、本人の財産が多額な場合はこれより高くなる場合もあります。

選任された成年後見人は、本人に代わっての財産

法務局の後見登記ファイルに記録されますが、戸籍に記載されることはあります。

せん。

ご相談の事例では、お母さんに成年後見人が選任された場合、成年後見人が預貯金などを管理することになりますので、お兄さんに勝手にお金を使われてしま

## 審判申し立て 後見人を

選任してもらうことができます。

後見開始の審判の申し立ては本人のほか、配偶者や4親等内の親族も可能ですが。成年後見人には本人の親族が選任されることもありますが、法律的な問題を抱えている事案や、親族間で対立がある事案などで弁護士などの専門職が

管理を行い、契約などの法律行為を行うことになります。また、成年後見人の同意なく本人が不利益な契約をしてしまった際に、後から契約を取り消すことがであります。悪徳商法などの被害から本人を守ることにもつながります。成年後見人が過去に本

う心配はなくなります。また、成年後見人が過去に本人の預貯金が不正に引き出されていないかどうかを調べます。もし不正に引き出されていたことが判明した場合は、引き出した者に対して返還を求めることがあります。

(回答=大平俊一弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。